

日本制度通

三

卷三

考績任叙の事

戸籍の事

田制の事

租税の事

貨幣の事

度量衡の事

服制の事

運輸の事

73

6437

3



78
6437
卷 3

日本制度通卷三



荻野由之

同著

考績任叙の事

上古の時ハ。百官世職よりして。遷替することなけ
まハ。考績任叙の法あることなし。大化の改新已
來百度茲より改まり。大寶よりいたりて其制備ハま
り當時出身の道。父祖の蔭よりよりて位を得るを
蔭位といふ。通例叙位ハ年廿五以上より限るを蔭

を以て出身をるものハ。年廿一以上たり。三位以上の蔭ハ。子孫ニ及び。四位五位ハ子ニ及ぶ。

正從一位 嫡子從五位下 庶子正六位上

正從二位 同 正六位下 同 從六位上

正從三位 同 從六位上 同 從六位下

嫡孫ハ嫡子より降り。庶孫ハ庶子より降り。

正四位 同 正七位下 同 從七位上

從四位 同 從七位上 同 從七位下

止五位 同 正八位下 同 從八位上

從五位 同 從八位上 同 從八位下

六位已下八位已上の嫡子の見任なきものハ。秀才ホよりて三等ニ分ち。上等ハ大舍人とあり。中等ハ兵衛となし。下等ハ使部とあり。亦蔭の類あり。

又五位已上の子孫。八位已上の子。東西史部の子。郡司の子弟等よりて。大學國學ニ入り。學成りて試科ニ及第し。位ニ叙するを貢擧といふ。

秀才 上上第 正八位上

同 上中第 正八位下

明經 上上第 正八位下

明經 上中第 從八位上

進士 甲第 從八位下

同 乙第 大初位上

明法 甲第 大初位上

同 乙第 大初位下

身を仕途よ立てんとするものハ。概この二途よ
り進む。而して官よ在りて進階せんよハ。考課の
法あり。諸官よ於て長官の屬官を考するハ。先つ主典を
して日々功過行能を實録せしめ判官以上實勘

を加へたるを基とし。年の終り毎よ。考の期ハ前
日より。本年の七月卅日までに。一年内の考第を定
めて。本人よ讀と聞かせ。其考文を京官及び畿内
ハ十月一日。諸國ハ十一月一日。朝集使よ付
て太政官よ申送す。官更よ文官ハ式部省。武官
ハ兵部省よ下して校定せしむ。訖て三位以上ハ
奏裁し。五位以上ハ太政官量定して奏聞し。六位
以下ハ省の校定を太政官よ申す。
凡職事修理せるを功となし。公務廢闕するを過
とふし。善惡を行となし。才藝を能となすあり。

四善

德義有聞者為一善。清慎顯著者為一善。公平可稱者為一善。恪勤匪懈者為一善。

四十二最

神祇祭祀。不違常典。為神祇官之最。
獻替奏宣。議務合理。為大納言之最。
承旨無違。吐納明敏。為少納言之最。
受付庶務。處分不滯。為辨官之最。
侍從覆奏。施行不停。為中務之最。
銓衡人物。擢盡才能。為式部之最。

僧尼合道。譜第不擾。為治部之最。
戶口不濫。倉庫有實。為民部之最。
銓衡武官。調充戎事。為兵部之最。
決斷不滯。與奪合理。為刑部之最。
謹於修置。明於出納。為大藏之最。
堪供食產。催治諸部。為宮內之最。
訪察嚴明。糾舉必當。為彈正之最。
興崇禮教。禁斷盜賊。為京職之最。
監造御膳。淨戒無誤。為主膳之最。
部統有方。警守无失。為衛府之最。

音樂克諧。不失節奏。為雅樂之最。
僧尼不擾。蕃客得所。為玄蕃之最。
支度國用。明於勘勾。為主計之最。
謹於益藏。明於出納。為主稅之最。
調肥閑馬。不脫飼丁。為馬寮之最。
慎於曝涼。明於出納。為兵庫之最。
朝夕常侍。拾遺補闕。為侍從之最。
監察不急。出納明密。為監物之最。
勤於宿衛。進退合禮。為內舍人之最。
職事修理。昇降必當。為次官以上之最。

揚清澈濁。哀貶必當。為考問之最。
訪察精審。庶事兼舉。為判官之最。
公勤不怠。職掌无關。為諸官之最。
勤於記事。替失无隱。為主典之最。
詳錄典正。詞理兼舉。為文史之最。
明於記事。不失勅旨。為內記之最。
訓導有方。生徒充業。為博士之最。
占候醫卜。効驗多者。為方術之最。
推步盈虛。窮理精密。為曆師之最。
市廛不擾。奸濫不行。為市司之最。

推鞠得情。申辨明了。為解部之最。
 禮儀興行。戎具充備。為太宰之最。
 強濟諸事。肅清所部。為國司之最。
 无有愛憎。供承善成。為國掾之最。
 防人調習。戎裝充備。為防司之最。
 譏察有方。行人無擁。為關司之最。
 善最ふよりて。百官の行過功能を品第し。以て九
 第とふす。これを結階といふ。
 上上 一最以上有四善者。
 上中 一最以上有三善者。或無最而有四善者

上下 一最以上有二善者。或無最而有三善者。
 中上 一最以上有一善。或無最而有二善者。
 中中 一最以上。或無最而有一善者。
 中下 職事粗理。善最無聞者。
 下上 愛憎任情。處斷乖理者。
 下中 背公向私。職務廢闕者。
 下下 居官諂詐。及貪濁有狀者。
 善最の外。別は嘉尚をへきこと有るもの。及ひ過
 罪ありとも。情狀斟酌をへきものハ。臨時は量定
 せることを聽す。

よ准折することを得。亦各其法あり。
内分番ハ。八考中あらハ一階を進め。四考上、四考
中あらハ。二階を進め。八考上あらハ三階を進む。
上考下考准折の法ハ。長上官も同じ。
其他舍人、史生、兵衛、伴部、使部及び帳内、資人等の
八考。郡司、軍團の十考。外散位の十二考。いづれも
進階の制あり。具も令條も載せり。
凡考満ちて叙すへき人高行異才あり。或ハ治體
も達せハ。皆不次も擢用することを得。
凡選叙すへき人をハ。本司八月卅日以前も校定

一。式部ハ十月一日より。十二月卅日まで。太政官
ハ正月一日より。二月卅日まで。よ處分も畢へ。本
司預會集をへき路程を量り。申し送りて省も集
め。以て叙階の高下を唱示し。選中の抑屈を披訴
すること許さる。令義解 令集解
以上考課選叙の法。唐制も准據して間斟酌あり。
德行才用を重くして。百官職も適ふことを得た
り。唐六典參 取國史
初め天武帝ハ。族姓明あらぬものをハ考選も入
らさず。官も任せむものハ先大舍人とあし。其行

能み従ひて諸官も移らむ。元明帝ハ或ハ名を
冒し。或ハ考ふくして選み預る流弊を正され。官
へを擇ふこと最慎きたりき。日本紀。續
日本紀。
聖武孝謙二帝紀元千三百
八九十年代に至りて佛法を信し
給ひ。供養造營も國用乏しありけきハ。員外の外
散位、勲位も。資をおさめて勞を續しめ。又私稻、私
錢其他田庄、布帛の類を獻納智識せしものハ。位
を授け官も任せらる。此故も白丁より五位も昇
るもあり。光仁桓武紀元千四百
二四十年代の御代も。冗官を
省め。勸賞黜陟嚴ありしかハ。濫官漸絶たきと

も。冷泉圓融紀元千六
百年代 兩朝の頃より後。藤原氏攝
政關白を傳家の職とふし。人を官もするふ。譜弟
からてハ材藝ありとも用ひらきす。公卿ハ父祖
のまきる官を先途といひて。おのまき必之も任せ
らるし。を例とし。一官一職もみま私物となりも
きし。ハ。遂もハ家格も據りて。攝家ハ代々攝政
關白を先途とし。清華ハ世々大臣大將を先途と
し。羽林家ハ世々侍從より近衛の少中將を経て。
大臣若くハ參議も至るを先途とするふと。名家
譜弟諸大夫家、侍家各其家も付て昇進の順路一

定するに至り。此に於て考績選叙の法。空しく文具とあり。列見擬階奏といふものに替りもきて。紀元千八九百年代までハ僅に其式のハ存せしあり。續日本紀。類聚三代格。職原抄。官職知要。建武年中行事。年々隨筆。維新後明治十七年十二月。大審院裁判所職員考績條例を定め。四善十最三殿となし。判事檢事以下職員の功過行能を考覈し。司法卿の銓定に供せしむることす。官報

戸籍の事

戸籍ハ古語にヘフムタとも。フミダともいへり。

之を以て全國の民數を知り。男女老少の色を別ち。種族貴賤の等を明し。口分田を班ち。租庸調を徴し。課丁の員數を量り。兵士の簡點をなす等の用を於て。毎にその本とあるべきものあり。日本紀和名抄。崇神天皇の朝紀元五百七十五年更に人民を校し。長幼の次第。課役の先後を定めらるより後ハ。かの氏族の制のまに。諸氏の氏上ハ其族人部民を統領して。戸口を點檢し。丁籍名籍おとの類をも作り置らるものなり。然るとも其式未備

らさるのみならず。紀元一千一百年代も。蘇我氏
政を專よせし頃よりハ。これらの族制も紊迷。氏
人も離散せしものありしハ。戸籍も整ハさり
しなるへし。日本紀。姓氏錄。
かくて。大化も改新の政を布可せたまひ先東國
の國司。及び倭國六縣も命して。管地の戸籍を作
らしめ。天智天皇の九年紀元千三百又戸籍
を造りて。盜賊と浮浪とを斷たしむ。これを庚午
の年籍といふ。かの船史惠尺の燼餘も得たる國
記を本據として。姓氏を正し。源委を明よして造

られたる所なきハ。此戸籍をハ後世までも。元籍
として除くことなく。氏姓の紛亂。良賤の争訟。こ

ふこまよよりて真偽を裁判せしめらるたり。日本紀。令義解。姓氏錄序。

大寶の制。戸籍ハ六年毎も一をひ造る。十一月の
上旬より始めて。式も依りて勘造し。里別里ハ即郷あり。
一卷とあり。すへて三通を寫す。紙の縫ミハ其國
其郡其里其年籍と記し。五月三十日まで訖へ
しめ。二通ハ太政官も送り。一通ハ國衙も留め置
るしむ。太政官ハまゝ中務民部の兩省も下して。

豐前國仲津郡丁里大寶一年籍

戶主進少初位上川邊勝法師年肆拾貳歲 丁

課戶

妻川邊勝惠孫賣年肆拾伍歲 丁妻

妾狹度勝軍布賣年肆拾貳歲 丁妾

男川邊勝泰麻上年貳拾歲 少丁

男川邊勝依年貳拾貳歲 正丁

男川邊勝府志年拾壹歲 小子

男川邊勝麻呂年拾歲 小子

男川邊勝廣長年玖歲 小子

女川邊勝廣目賣年貳拾貳歲 丁女

女川邊勝志多比賣年捌歲 小女

女川邊勝升志多比賣年柒歲 小女

女川邊勝自賣年貳歲 小女

女川邊勝自賣年貳歲 小女

孫女川邊勝力良賣年貳歲 綠女

孫女川邊勝力良賣年貳歲 綠女

母 日之賣年陸拾貳歲 鳥疾女

妻 韓賣年肆拾貳歲 丁妻

男 麻呂年貳拾歲 少丁

男 羊比麻呂年拾捌歲 少丁

男 麻波加年拾肆歲 小子

男 忍人年拾壹歲 小子

男 忍男年捌歲 小子

丁

丁妻

丁妾

少丁

正丁

小子

小子

小子

丁女

小女

小女

小女

綠女

綠女

正丁

鳥疾女

丁妻

少丁

少丁

小子

小子

小子

課戶

生 國 弟 一 男

生 國 弟 四 妻 女

生 國 弟 子

妾女

嫡弟

寄口

千依女

男	男	男	男	男	妻	母	女
馬子	馬子	馬子	馬子	馬子	馬子	馬子	馬子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子
山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子	山子

少 寶九歳より改めて十八歳以上を中男
 六 丁男の廿一歳あるものをいふ。こまも
 同歳より改めて廿二歳已上を正丁と
 あせり。
 老 男の六十一歳あるものをいふ。天平
 寶字二年より改めて六十歳を老丁と
 あす。これと殘疾とを次丁とす。
 者 男の六十六歳あるものをいふ。これ
 も同年改めて六十五歳を耆老とあす。

疾 殘疾 一目盲、兩耳聾、手無二指、足無三指、手足無大姆指、禿瘡無髮、久漏、下重大癭、瘡。如此類皆此よ入る。

三 癱疾 痲、瘰、侏儒、腰背折、一支癱。如此類よ入る。

等 篤疾 癲狂、二支癱、兩目盲。如此類よ入る。

課 正丁 二人を以て、正丁一人よ准す。

課 中男 四人を以て、正丁一人よ准す。

口 殘疾 次丁よ同し。

不 皇親 八位以上の人。五位以上の子。

口 三位以上の父、祖、兄弟、子、孫。

九 黃少者、癱疾、篤疾、妻、妾、家人、奴婢。

上上戸 義倉よ粟を納むと二石のもの
同八年三十貫以上のものと定む

上中戸 同一年廿五貫以上銅六年六十貫以上

上下戸 同一年廿貫以上銅六年四十貫以上

中上戸 同一年十貫以上銅六年二十貫以上

中中戸 同一年八斗和銅六年十五貫以上

中下戸	同六斗。和銅以上十貫以上。
下上戸	同四斗。和銅以上八貫以上。
下中戸	同二斗。和銅以上四貫以上。
下下戸	同一年一斗。和銅以上二貫以上。

慶雲三年改制して。大戸課以上上戸丁六中戸丁四下戸丁二とし。九等戸を四等以下減せられたり。令義

解令集解。續日本紀。

かく嚴肅あるの上。まゝ國司巡察して親をの形状を觀て。少老疾病ふよりて。課不課の別を明まし。帳まに記す。これを貌定といふ。すへて一家の

戸主の姓名を始め家口、年紀、生死、嫁娶の年月まて。具まに載せざる所あり。後ま及びて其式漸密まあり。面貌黒痣ままでをも登載するまに至り。令義集解、參取東大寺文書。

まゝ市人の籍ハ。市司掌りて毎年造る。六年一造の戸籍とハ聊異なり。これを市籍といふ。蓋農民の市人とあり。若くハ市人籍を脱して。他業ま遷まること制限せしめたるものあり。延喜式類聚三代格戸口ハ。太古伊弉諾尊。日ま千五百産屋建てんと誓ひたまひより。民を稱して天益人マシヒトと稱し。次

第ニ繁殖せりといへども其數ハ今詳ニ知りか
 たり。日本書紀 中古の制全國の戸口ハ別勅あら
 さまハ計算することを得ず。延喜式 後の學者の推勘
 せし所みよ色ハ紀元千四百八十年代よハ大凡
 三百六十九万人もあり千六十年代よハ四百四
 十一万人もあり千七八百年代の交よハ九百七
 十五万人もありへといへり。食貨志
 夫戸口増殖すれハ隨て課丁も増殖す此を以て
 國司の務最こまを重んずあるまとも諸國の百
 姓その本貫を離れて他郷よ寄留し賦課を遁る

るもの多く或ハ王臣の勢ある家ハ仕へ或ハ國
 司郡司ハ賂ひて死生老丁を偽る朝廷屢詔を下
 して嚴しく戒しめたまひままま隱首括出の法あ
 るとも奸民いよく多く吏その檢括を加ふるよ
 苦めり凡公民業を失ひて定居なきものを稱し
 て浮浪人といひ土著の者と併へ稱して土浪と
 いへり延喜の頃よ至りてハ浮浪の徒遂よ諸國
 遍ハ類聚三代格續日本紀今義解本朝文粹
 かる世の衰よ乘して武家政權を握り王制お
 のつらら敗壞せしらハ戸籍の制も絶たるら

へし。德川氏の時み至り。寛永中邪蕪教の禁を嚴よせしより。いつし天下の戸口をして。盡く佛教宗門の徒たらしめ。毎年僧侶をして宗門改をあさしめ。里長名主ハそれよりて人別帳を造る例とありぬ。さて幕府ハ屢天下お令して。諸國の百姓町人、社人、僧尼其外のものまで漏るゝことおく。郡別よ人数を録して。勘定所よ上らしむ。但諸藩の士人及其奴僕ハ。録上よ及ハす。享保十一年より。子年午年毎よ。人別帳を録上することハ。

定めて永例とふせり。蓋まよ六年一校の制の如し。牧氏金鑑 戸籍考 維新後、明治四年。古來の戸籍法を改正し。各地方

土地の便宜よ隨ひ。豫め區畫を定め。每區戸長并よ副を置きて。その區内の戸數、人員、生死、出入等を詳よせしむ。その編製ハ。古法よよりて六年こよみ改むることハ。是よ於て。全國戸籍よ漏るるの民なく。其法大よ備はりぬ。爾來年を逐て完備し。遂よ今よ至きり。憲法類編 現行布告 田制の事

太古以來。陸田水田の稱あり。陸田ハ粟、稗、麥、豆等を種りへき地にして水田ハ稻穀を種りる地なり。いつきも廣狹を度る。幾シロといひ。代の字を以て之を填てたり。代ハ方六尺大寶令といへるもの。を一步とし。その五歩を以て。一代とする。ことよて。五百代小田ハあどいへる。即是なり。古事記日本紀万葉集按する。此制いつの頃よりなりけむ。詳ならず。但仁徳天皇紀。四万餘頃之田。清寧天皇紀。小大井戸田十町あど見えたる。早くよりの事

なまきと。町段の制明らかふ定りハ。大化以後の事なり。田制私考

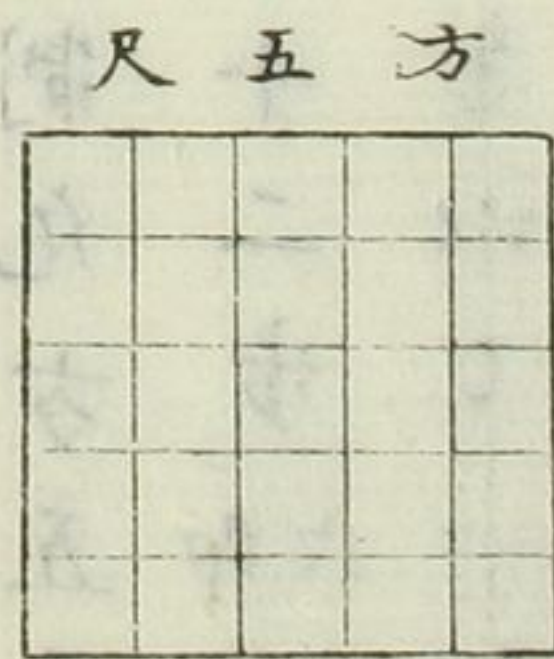
孝徳天皇大化二年。紀元一千三百零六年初めて班田收授の法をおこし。田地の制を定む。其制凡方五尺大を一步とし。田の長さ三十歩。廣さ十二歩。即三百を以て一段とし。十段即三千六を以て一町とす。一段ハ從前の五十代の地と同じく。一町ハ從前の五百代の地と同じ。唯一歩の積を異ふするのミなり。然まとも。耳目の習ふところ。猝々奪ひ難きを以て。白雉三年まじ舊制を復せしを文武

天皇大寶の時再大化の制も従もる。

大寶令田制圖

同	同	同	長三十歩 一段三百六十歩
同	同	同	長三十歩 一段三百六十歩

一步圖



この尺も令の大尺あり

元明天皇和銅六年。紀元一千三百七十六年。六尺を一步として。改正あり。さきとも。尺度の目異あるを以て。其實積も於てハ大寶の制と異あることなり。この制天正文祿の改革に至るまで。變革ありき。日本紀令義解令集解。續日本紀。田制篇。凡田を分ちて。輸租田。不輸租田。輸地子田の三等とす。輸租田。租税を官に輸す田あり。口分田。全國民に平均して給ふ田なり。男ハ二段。女ハ三分の二を給ふ。

位田。一品以下五位以上に給ふ。各町數の等
差あり。

賜田。別勅を以て賜ふ田あり。

功田。國家に勲功ある人に賜ふ。大上中下の

差別あり。

墾田。山野を新に開墾するものと。荒廢地を

更に開墾するものとの別あり。又公私の制を

立つ。

不輸租田。租を官に輸さずして其領主に輸す

田あり。

王神田。寺田。調急田。放生田。勅旨田。公

麻田。御巫田。采女田。射田。學校田。勸

學田等の類。

輸地子田。地子を輸さしむる田あり。

位田。職田。國造田の未授の間のもれ。遙

授國司、公麻田。没官田。出家得度田。逃亡

除帳口分田。乘田の類。地子と八年分の収獲

を計り價を定めて。民に賃租せしめて。作らし

むる田地をいふあり。

其他。不堪佃田。不熟田。損田。荒廢田。競田。易田。營田

等の名ありて。おのゝその制あり。田品を分ちて。上、中、下、下の四等とし。常より田籍田圖を進らしめ。之よりて四至を定め水利を通する等の資を供す。民部省圖帳といふを是なり。かくて六年毎に一度班田使を遣はして。口分田を班授す。又臨時に巡察使を遣はして。水旱風蟲の災害荒廢等を檢校せしむ。之を校田といふ。この他宅地及び園地を給ふ制あり。今義解續日本紀類聚三代格令集解田制篇王制おとるはて。群雄争闘の世となりてハ。田制

必しも古の如くならず。其名目もまゝ大に異なり。名田。加納田。除田等の稱おこり。又年貢を納めず。課役を適るゝものを。間田。餘田。隱田おとゝもいへり。東寺文書、東鑑、人車記、盛衰記鎌倉幕府以來ハ。所領の田數を計るゝ。町段をいす。すして。其收納錢の貫高を以て稱せり。東寺文書、東鑑田制篇足利氏の末年。天下大小亂きて。戦争止む時なく。或ハ本領を失ひて。他國に流客し。他家に隨從するものも少あらす。之を浪人衆といふ。其意功

をたて、本領を復し。或ハ新ニ地を得んとする
ニあり。故ニ戦功の度ことニ。大將たるものハ。必
廩米を以て給與せり。勢かくのことくなまハ。俸
祿ハ貫高を以てするより。石高を以てする方便
なるニより。豊臣秀吉政を執るニ至りて。天正十
七年より文祿四年ニ至るまでの間ニ。紀元二
十五年より同五。從前貫高の制を改めて石高とな
し。從前三百六十歩ありしを。六十歩を削りて。六
尺三十歩の三百歩を一段とし。その十段を一町
とす。是ニ於て。曩ニ一町ありし地ハ一町二段と

なり。一段の地ハ一段三畝となまり。これを天正

天正改正一町圖

同	同	同	同	長三十歩 一段三百歩
同	同	同	同	長三十歩 一段三百歩

田制篇云、一步ノ積ハ
方六尺ナルコト、和銅
ノ制ニ同シ、然レ尺
度ノ制、斬訛長シ、又六
尺五寸竿ヲ用ヒシ故
ニ、田積餘剩アリシヲ
此時ニハ、六尺三寸竿
ニ約メタリ

の石直とも。まゝ文祿の檢地ともいへり。凡太寶制令以來。田地の町段を改めたるハ。之を始めとす。太閤記田制篇。田園類說。慶長以後。紀元二十六年。田制まゝ一變し。方六尺を以て一步とし。六尺一步の檢地竿を用ひ。その三百歩を以て一段とす。文祿の制も比ふまじ。一段の實積まゝ減少せり。天和貞享より元祿に至りて。漸く檢地の條目を定め。文祿以前の檢地を古檢と稱し。其後の檢地を新檢と稱し。新に開きたるを新田と稱す。古檢ハ六尺三寸四方を一步とし。新檢ハ六尺四方を一步とす。

享保十一年。從前の條目を取捨して。新檢條目を定む。六尺一分を一步とし。爾來享保以前の檢地を。都て古檢と稱して。新檢も區別し。元祿以前も檢地たるを。本田畑といひ。元祿以後享保以前もあゝまゝる新開を。古新田と稱して。享保以後の新田も區別せり。地方九例録。地方落穂集。田制篇。田を上、中、下の三等に分ち。藺田、麻田、麥田、見付田、砂田、山田、谷田、棚田、沼田、深田、植田、蔣田、摘田等の名を付し。各帳に記して。輸租の高を定む。この檢地帳を水帳といふ。名寄帳、小拾帳といふもあり。

又新田、見立新田、切添、見取場、流作場等の稱あり。その社寺の領分、及び大名公家等も、幕府の朱印證書を附與したる田地を朱印地といひ、社寺の境内及び無年貢の地を除地といひ、繩外の地を見捨地といふ。地方九例錄、田園類說、地方落穂集六尺一分を一步とする制を立てらきて以來ハ、大ニ民の困却をいふ、如くかきとも。此ハ一の寛ふることあり。その繩を縮めて、聊も宥赦あけきとも。檢地の事ハ多く名主委任にて、官ニ實地ニ改めらるゝことハなく、帳面上にて

ハ、頗る嚴重あきとも。内實ハ王制のすあよみて。地ハ一段といへど、場所ハ二段も三段もあり、ことあり。これ維新前までの狀ありき。地方新書之を要するハ、上古以來徳川氏の末年ハ至るまで、土地所有の權ハ、都て上ニあり。下民ハ唯その令するところニよりて、耕耘せしものあり。維新後明治六年、地租改正法を行ひ、官有民有の別を立て、民ニ給ふニ地券を以てし、土地の代價ニ隨ひ、百分の三を地租とし、從來の田畑納貢の法を廢す。これ田地を以て私有物となすはしめし

て。實ホ古今田制の一大變革なり。同廿二年地券を廢して臺帳とあす。今の制あり。法規類聚 憲法類編

租税の事

太古の時山海の國々各其方物を貢るを。大贄オホニといふ。こを租調の權輿あり。神武帝國縣を割きて封建の制を建てらまし時。貢賦の法も大凡ハ定まりつらむを。其制今傳ハらす。崇神天皇の朝元紀五百七ニいたりて。男ヲも弓弭調ユミガタメを奉らしめ。女ヲもハ手末調テマテを奉らしむ。徭役の法も。長幼先後の次第を定めらまぬ。それより後。貢調ミツケもハ調連ミツケノムラサキあり。

り。屯倉ミヤウラの税務もハ櫻井田部連等あり。船舶の賦もハ船史あり。朝廷もハ齋藏、内藏、大藏を分設して。貢物の出納を掌る。其官人を大藏掾、主鑰藏部等とす。地方官もハ稻置の職ありて專税務も與まり。古事記、日本紀、古語拾遺、姓氏錄其税率ハ。大抵熟田五十代の獲稻五十束ニ就いて。租稻一束五把を徵するを法とせりといふ。食貨志、政事要畧、令集解大化二年の改新も。租庸調の制を創めらま。租ハ一段の獲稻七十二束より。租稻二束二把を輸さしめさり。然るも天智天皇の朝も至り。古の習俗

のまゝ。大化以前の舊に復したまふ。大寶令に至りて。復大化の制日本紀も同くせり。令集解其制。人生きて六年よりて口分田を給はり。其田の獲稻毎年平均百束の中より。四束四把を官に納む。これを田租とす。地は就いて徴するものあり。

正丁一人毎に。絹、純、綿、布等の類を出さしむるを調といふ。戸は就いて徴するものあり。此外調、副物として。魚菜の類をも貢せしむ。いつまも定數ありて。皆其地の土産を以てす。次丁は二人。中男は

四人より。正丁一人の貢額も同しありしむ。正丁一人は。毎年十日つゝ。夫役を課す。これを歳役といふ。若し身役は就りさまは。布二丈六尺若くは郷産の物を代納せしむ。これを庸といふ。身は就いて徴するものあり。次丁二人よりて正丁一人は同じ。但中男と京畿内とは。庸を免せらる。此三種の賦役を租調庸の法といへり。民部省は八省の一よりて。賦役を總掌し。其主計寮は調庸を計納し。其主税寮は專田租倉廩を掌り。令義

九租ハ。其地の收穫の早晚ニ準シテ。九月中旬ヨリ十二月の内ニ其地の國庫ニ輸納セシメ。春米の之ハ京ニ運送シテ。諸司の常食ニ充テラる。國庫ニ納メたる田租ハ。分チテ大税又正税といふと粗穀郡稻の三つとス。令義解令集解。九調ハ皆比近ヨテ合成セシメ。且絹絶布ハ兩頭ニ。絲綿ハ囊ニ。其國郡里戸主姓名年月日を記シ。國印を押サシム。調庸の物ハ毎年八月中旬ヨリ十二月までニ。遠國ヨテもス。納メ訖ラシム。其運脚ハ。庸調の家ヨリ出シテ。國司領送ス。其物數

常陸國 信太郡中家郷戸主大伴部羊調布進納

天平寶勝八年十月

常陸國 信太郡中家郷戸主大伴部羊調布進納

天平寶勝八年十月

色目ハ。簿ニ記して先申送せしむ。これを調帳使といふ。令義解政 事要畧

凡歳役ハ。九等戸の簿ニ照して。富强を先よし貧弱を後よし。多丁を先よし少丁を後よし。分番役小就るしむ。毎年十月一日より。二月三十日以内ニ於てす。盖農暇の時を以てするあり。若事劇よし。其人限外ニ就役すまハ。直價を取ることを聽さる。令義解

かくて慶雲三年ニ至りて。租ハ減して。町ニ十五束とし。獲稻百分の二餘を徴すること。あし。庸

布の二丈六尺をも減して。一丈三尺とあせり。和銅六年度量の改定ありしより。随て田制租法とも改まりしむ。其實ハ又大化前の制ニ復せらるしあり。此改定以後近古ニ至るまで。歩積段積、獲稻、租稻とも不定格ありて。改まりしことあり。續日本紀令集 解租稅沿革論但此後ニ至りて。不三得七の法を立て。延暦十六年ニ不二得八ニせらる。又後ニ不四得六ニせらる。きたり。類聚國史類聚 三代格延喜式租稻官ニ納めたる後ハ。こをを分ちて。動倉、不動

倉とあり。本稻の中よりハ。出舉の分を立て。公
廩となすものあり。租の外ハ。救荒の爲メ義倉メ
納めしむるものあり。此他雜稻、公營田、國儲等の
色目あり。其法まゝ時ハ沿革あり。
朝家メ大禮あるハ。祥瑞、災異、豊凶等の事ある時
ハ。屢租税を免して恩卹シ。風水の異變ある時ハ。
不堪佃免除、損亡免除等の制あり。其他雜米未進、
欠負未納等の催督償補。まゝ具メ格式あり。
然るメ。紀元千五百年代より。班田戸籍密をらす。
王臣の莊園諸國メ増加シ。國司郡司を凌轢して。

賦役輸租の法普く行ハます。王臣の家或ハ負債
ありと稱シ。私メ郡司百姓の稻を封して。租税の
收納を妨げ。或ハ百姓課役を遁をん為メ。王臣の
家人となり。田地ハ寄進と稱シ。舍宅ハ賣與と詐
り。權貴の勢を假りて租税を納めず。諸國ハ大抵
輸地子田の如くメありて。租額ハ古より増加せ
り。千六百五十年代。斗量の改正ありて。租額頗加
える。和銅の制メ較ふるメ。十と十四との如くと
いへり。續日本紀、三代實錄、類聚國史、北山抄、類聚
三代格、扶桑畧記、租税沿革篇、朝野群載、
かく租ハ増加したまとも。莊園の爲メ國司の所

管ハ減少せしむ。國用漸空乏して。遂ニ武家の
世とある。文治元年千八百四十五年源頼朝諸國ニ守護
地頭を置きて。公領莊園ニ兵糧米を課す。此後ニ
至リ。賦役漸繁シ。其名稱も中古ニ一變して。朝廷
の公領を國領といひ。諸家の私領を本領と稱シ。
田租をハ乃貢。又物成といひ。雜種の賦役ニハ。國
役、段錢、段米、棟別、夫役、夫錢、郷錢、倉役等の稱あり。
田、畝、林、町、屋、車宿等ニハ地子を課す。其租率も諸
國一樣ならず。三公七民なるあり。一公二民なる
あり。四公六民なるあり。六公四民なるあり。され

とも其他の雜役ニ。多少ある可故ニ。六公四民も
酷あるニ非ず。三公七民も寛あるニあらず。但德
川氏の時ニ比すまハ。概して繁苛なりしといふ。
畢竟戰國割據の世。各封疆を守りし可ハ。遂ニ其
率も此の如くニなまざるあり。東鑑北條五代記多
聞院日記農政座右
大日本
租税志
德川氏ニ至リ。上方關東の諸國同一ならず。聊厚
薄の違ひあまとも。能其物産の多少。年貢の高低
等を比較平均するときハ。大抵四公六民の率法
ニ歸セリ。畝税ハ。關東ニハ夏成とて夏期ニ納め

しむ。但銀納麥納定例あり。他の諸國ハ概秋期ヨ
田租と共に收む。關東ヨテハ年貢を徵收するヨ。
先目錄を年毎ヨ百姓ヨ下す。これを年貢割付ト
云ふ。或ハ免狀とも下札ともいへり。田畝の品第
收穫の良否を檢し。差を立て、先民ヨ示し。不平
ならしむ。延享二年ヨ至りて。更ヨ掛札の制あ
り。其年の高及ひ釐取段取を。代官村人と立會て
定めし所を揭示して。徵租の公平を表すもの
あり。其雜税ヨハ小物成、淨役等あり。即野錢、山錢、
林、永、漁、獵、役、池、沼、河、海、役の類ふして。古の調庸の

遺あり。又諸運上、冥加金等あり。問屋運上、市場運
上、質屋冥加、旅籠屋冥加の類よして。今の營業税
の如し。地方凡例録、經濟録、農政本の論、大日本租税志、牧民金鑑
維新の後。明治六年詔して租税を定め。舊來の米
納を廢して金納とあり。新ヨ地券を製し。地價の
高下を準とし。地價百分の三を地租とす。其他の
賦課皆地價より出て。其三分の一ヨ過ぐるこ
とを得ず。尋て地租改正局を置き。十年又地租を
減して。百分の二分五厘とし。公費を正租五分の
一ヨ過きさらしむ。後數年ヨして改正の功成り。

全國の租法始めて均一せり。

現今に至りて。租税其他公費種々の目ありといへとも。大別して國税、地方税、市町村費の三つとふす。廿一年度より於て。國庫の收入ハ八千七十五万六千圓よりして。地方收入ハ千九百六十二万四千圓ありといふ。明治史要官報國勢一斑

貨幣の事

太古の世いまだ貨幣の制あらず。各その土宜に隨ひて。物品を交換せしむ過きさりき。紀元八百年代以來。韓土諸邦より金銀を貢せしことありき。

とも。當時之を以て通貨としたるはあらず。たゞ

僅に裝飾に用ひたるは過きす。天武天皇三年。紀元

千三百三十五年對馬國より銀を貢す。こゝに我國より於て

銀の出たる始めなり。日本紀

按するは。是よりさき。顯宗天皇二年。紀元千四百十六年

冬十月是時天下安平。民無徭役。歲比登稔。稻斛

銀錢一文。馬牛被野。と見えたるを以て。當時既

に錢貨の行をきし證とするものあり。又こゝに

後漢書よりてかける。記者の修飾より證

とすへららすといふものあり。暫く記して後

考を待つ。

同十二年詔して自今以後銅錢を用ひて銀錢を用ふることあらしめ。後まゝ銀錢をも并せ用ふへき旨を諭さきたりき。抑銅ハ太古より專。本邦も産出せるものなきと。之を通貨も用ひたるを。外交稍起りて。鑄錢の術開けし後の事あるべし。持統天皇の時。直廣肆大宅麻呂等を鑄錢司と拜せしことあれとも。いまも其制整もさうけん。文武天皇の三年紀元千二百五十九年に至りて始て鑄錢司を置き。直大肆中臣朝臣意味麻呂を以て。長官

とせられしり。志の志ともいのある錢を鑄たり

し。の詳ならに。日本紀續日本紀

元明天皇の時。武藏國より和銅を獻せしりて。元

を改めて和銅とす。元年催鑄錢司を置き。催錢司と

ハ、諸方よある、鑄錢銀及び銅錢を鑄る。和同開珍

錢是あり。爾來錢面も八年號を記し。或ハ美號を

命するを例とす。

聖武天皇天平二十一年。紀元千四百零年陸奥國より黃

金を獻す。天皇大に悦ひたまひ。元を改めて天平

感寶元年とす。即、その金を以て東大寺盧舍那佛

裝飾の料も充つ。

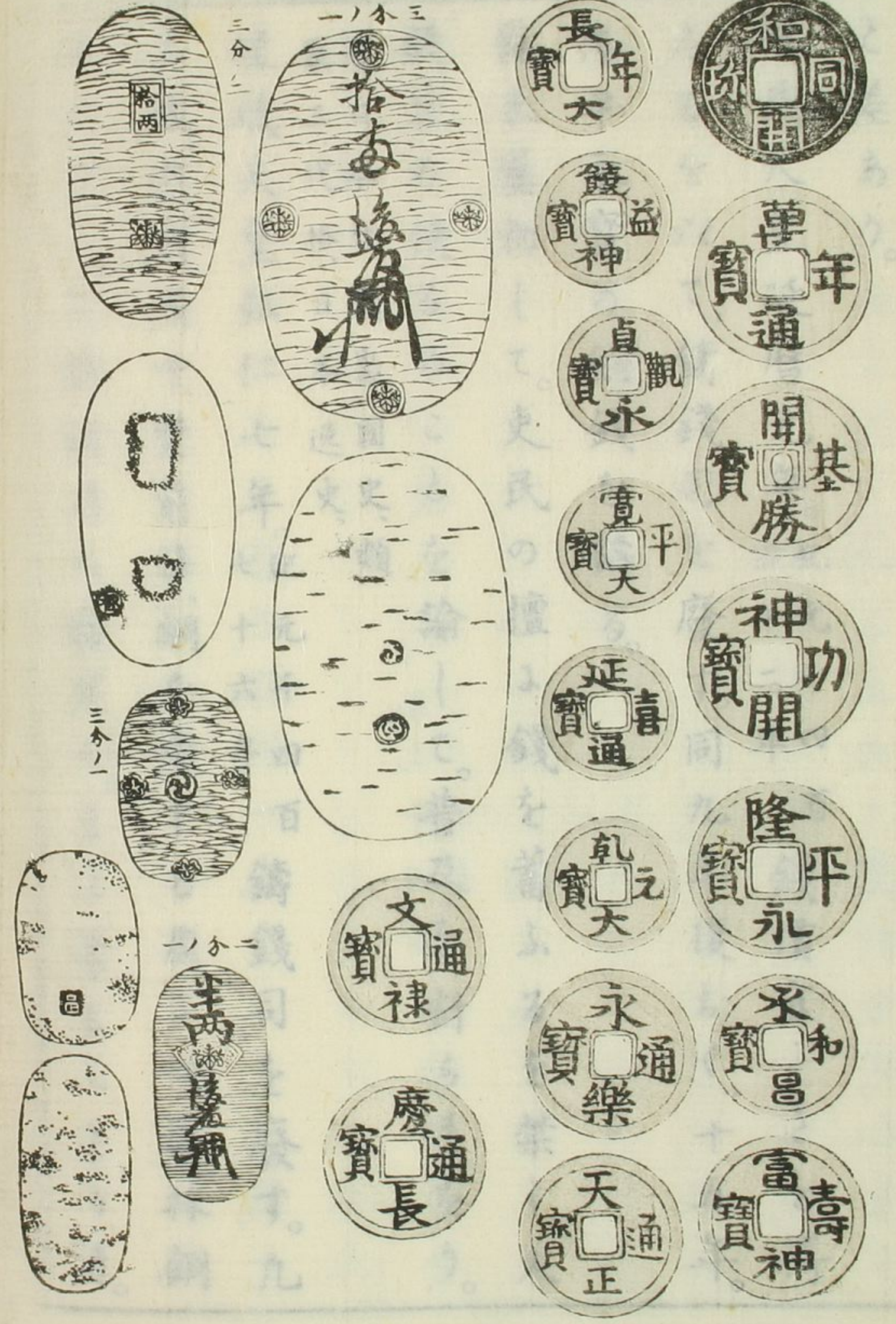
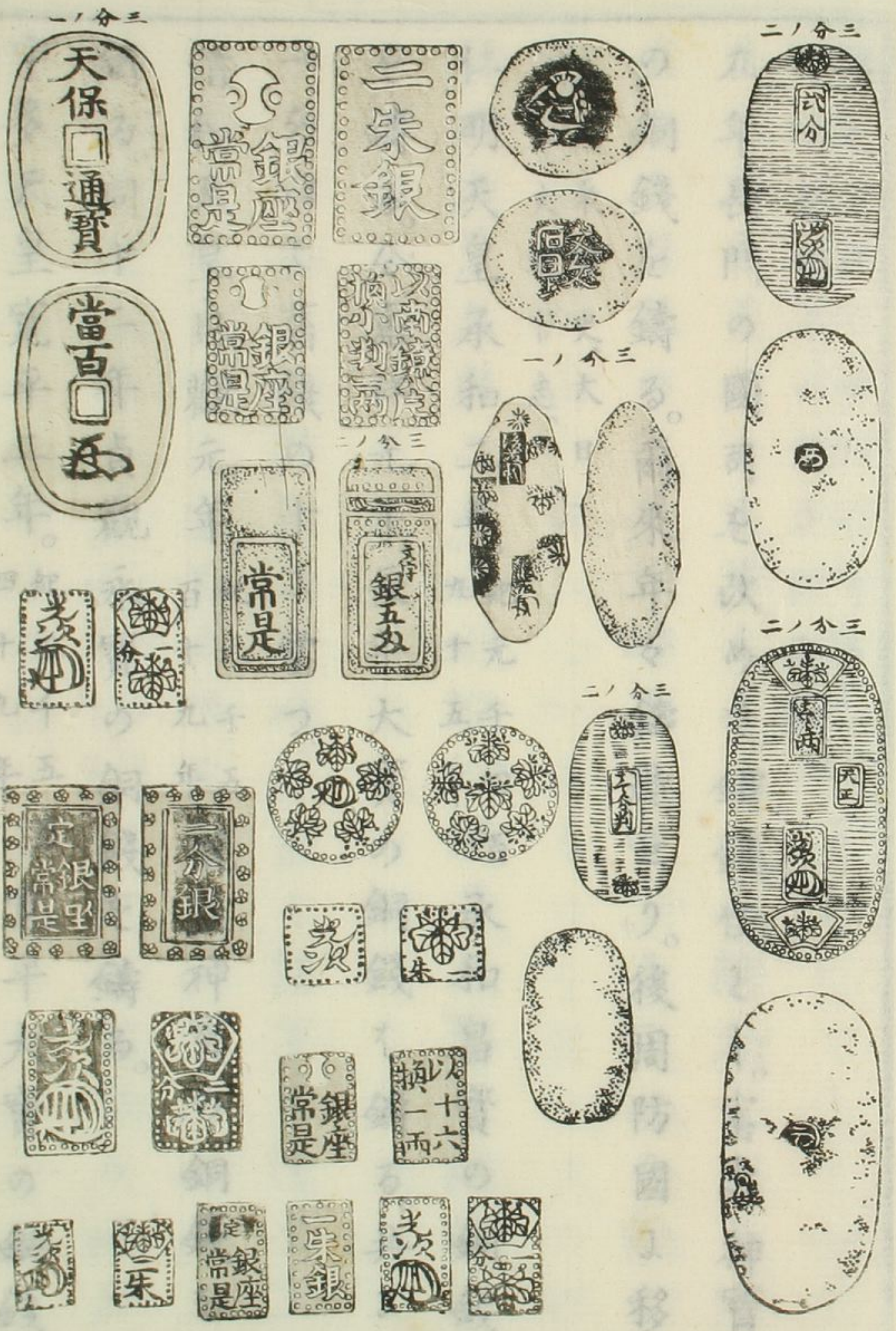
按するも黄金の我國より出しか。大寶元年對馬國よりせしを始とす。さるをこの時の詔文も。此大倭國者天地開闢以來尔黄金波人國理册獻記波有毛斯地者無物止念尔部流云云とあるハ。當時佛像を装もんためも外國より金を求めらるしを悦びたまふあり。かきなさましものなるへし。

淳仁天皇天平寶字四年紀元千四百二十年勅して開基勝寶錢金太平元寶錢銀萬年通寶錢銅の三錢を鑄舊錢と

並び行そしむ。こき黄金を以て貨幣とし及び錢文も通寶といへることの始なり。依て金錢一文を以て銀錢十文も當て。銀錢一文を以て銅錢十文も當つ。

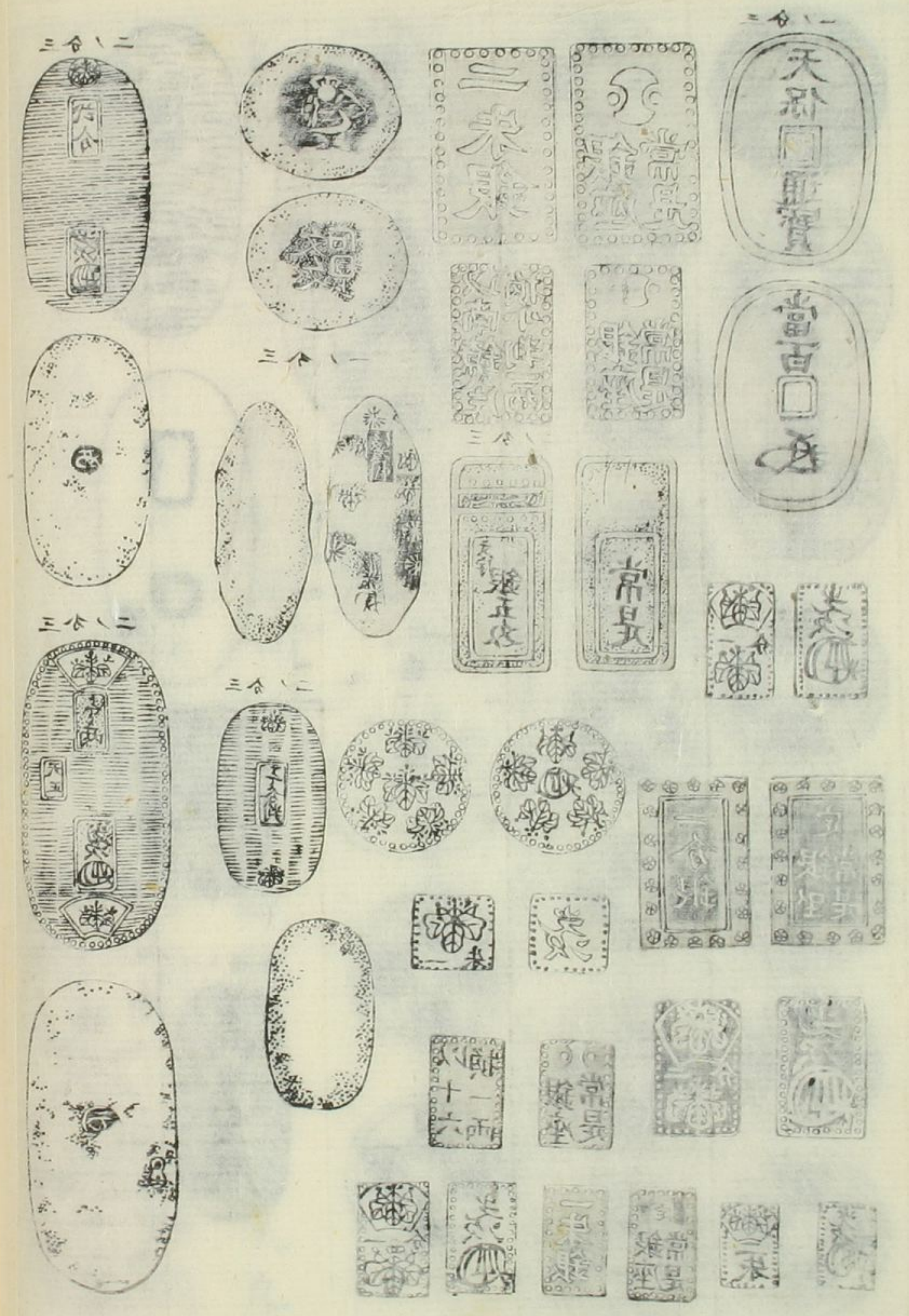
稱徳天皇天平神護元年神元十四百二十五年神功開寶を鑄る。銅錢なり。舊錢と共に世も行たる。

光仁天皇寶龜三年紀元一千四百三十二年是よりさき新錢を鑄ること。必一を以て舊錢の十も當つ。此に至り官奏もよりて。新舊錢の價を同くす。同十一年勅して。私も錢を鑄るもの、罪科を定むること



日本貨幣通覧 卷三

類聚三代
 格職原抄
 九年長門の國司を改めて。鑄錢使とし。富壽神寶の銅錢を鑄る。爾來年々鑄造せり。後周防國に移す。
類聚國史、大日本史職官志、
 仁明天皇承和二年。紀元千四百九十五年承和昌寶の銅錢を鑄る。全嘉祥元年。長年大寶の銅錢を鑄る。共一を以て舊錢の十に當つ。
 清和天皇貞觀元年。紀元千五百十九年饒益神寶の銅錢を鑄る。同十二年貞觀永寶の銅錢を鑄る。
 宇多天皇寬平二年。紀元千五百四十九年寬平大寶の銅錢



を鑄る。

醍醐天皇延喜七年。紀元千五百六十七年延喜通寶の銅錢

を鑄る。一を以て舊錢の十に當つ。同延長五年。延

喜式を撰し。鑄錢司及び私鑄者に關する制を定

む。

村上天皇天德二年。紀元千六百十八年乾元大寶の銅錢を

鑄る。

凡、中古錢貨の因革。大抵右の如し。その私に鑄る

者ハ。八虐と共に大赦にあへとも猶赦さるる制

なり。以上參酌類聚國史類聚三代格拾芥抄等

王室衰頹してよりハ。鑄錢の事も行をます。銅貨

も次第に悪くのみありゆきぬ。源賴朝征夷大將

軍たるに及びて。錢幣貨寶盛に行をま。凡獻納贈

酬等ハ。砂金南鐐といふものを用ひ。民の租

調を貢するにも。多く錢貨を納む。去るまとも。終

に鑄錢の議に及ます。北條氏の時もまよその法

に依まり。當時專外國錢の之行れて其弊多あり

し。後鳥羽天皇ハ。嚴之を用ふることを停

めをまひし。猶やまさりき。後醍醐天皇建

武中興の初に。乾坤通寶錢を鑄造せらまし。ると

未普く行をきすして又幕府の世とハありぬ。應永以來紀元二千年代國用欠乏し。足利氏明も通して。專彼國の錢を行ふ。之を永樂錢といふ。こハ外國のものふきとも。其質善良あるをためよ。大ハ國內も流布し。遂も永高永勘定なといふこと起り。金銀田賦とも。是を以て準則として。價直を立るよ。至きり法曹至要抄建二年記大日本貨幣史。此他洪武錢、宣德錢等行をれ。又惡錢の流行盛なり。其質の良否を撰定せしむ。當時こきを撰錢といへり。建武式目追加

按するよ。此時永樂錢ハ。關東も專行をき。京ハ宋元の古錢專も行ハる。されハ遂も永錢、京錢二様の相場あるよいよりあり。正親町天皇天正十五年紀元二千二百四十七年豐臣秀吉。銀及び銅を以て天正通寶錢を鑄る。明年大判金。及び小判金を造る。天正十六年判といふもの是なり。此も至りて始めて兩分、朱の制あり。按するよこきよりさき。天正十三年も。秀吉金賦とて。大名小名も金銀を與へしことあまハ。大判、小判、丁銀等の稱ハ。この時より以前もあ

りしあり。

後陽成天皇文祿元年。紀元二千二百五十二年銀及ひ銅を以て。文祿通寶錢を鑄る。四年又駿河墨判小判金。及ひ武藏墨判小判を鑄造す。全慶長四年初めて一分判金を造る。こまハ秀吉薨去の後あり。三貨圖彙寶貨

德川氏の初め慶長六年。大判金、小判金、一分判金等の制を改正し。更ニ京、江戸、駿河、佐渡等ニ於て之を鑄造す。同十一年。慶長通寶の銅錢を鑄る。永樂錢と並ひ行をましむ。十三年よりいたりて。永樂

錢の通行を停む。大判金、小判金、一分判金

後水尾天皇元和三年。紀元二千二百七十七年元和通寶錢を

鑄る。銀及ひ銅あり。是よりさき慶長六年。伏見ニ

銀座を設け。後藤庄右衛門、末吉勘兵衛之を掌る。

後京都ニ移し。又江戸よりつす。かくて鑄錢の事

を扱はしめしむ。此ニ至りて初めて諸國金銀奉

行を設けぬ。又常是座あり。湯淺作兵衛の掌ると

ころよりして。江戸及ひ京都ニおく。

明正天皇寛永十三年。紀元二千二百九十六年寛永通寶の銅

錢を鑄る。寛文八年又鑄る。所謂文字錢是あり。こ

の後屢之を鑄る。元文以來ハ鐵をも雜へ用ふ。
東山天皇元祿八年。紀元二千三百五十五年更ニ大判、小判、分
判、丁銀、豆板銀等を改造す。之を元字金銀といふ。
この年令して諸國の鑛山を開らしむ。初め徳川
家康。關八州の大名たりし時。金見役といふもの
を設け。京師の人。後藤庄三郎光次を召し。金銀の
鑒定等を掌らしむ。後江戸及び駿府ニ金座を設
け。後藤氏の子孫永く幕府の貨幣を掌ることゝ
なまり。天皇永祿三年。紀元一千六百六十二年寶永五年。寶永通寶の大錢を鑄る。通行不便なる

を以て。明年之を停止す。中御門天皇正徳四年。是
よりさき金銀貨惡質多きを以て。悉く改鑄して。
慶長の制ニ復す。享保元年。小判金貨并ニ壹分判
金貨を改鑄す。五年元祿大判金を改鑄す。之を享
保判金といふ。櫻町天皇元文五年。また金銀貨を
改鑄す。之を元文判金といふ。三年銅座を大坂ニ
おく。明和五年。寛永通寶の眞鍮錢を鑄る。後桃園
天皇安永九年。南鐐貳朱判を鑄る。九年鐵座眞鍮
座を大阪ニおく。寛政元年。丁銀を造る。仁孝天皇
文政元年。二分判金貨を鑄る。後屢改鑄す。天保三

年。二朱判金貨を鑄造す。六年當百錢を鑄る。八年五兩判金貨を鑄。又舊小判、一分判金貨、丁銀、豆板等を改鑄す。

孝明天皇嘉永六年南鐐上銀を以て一朱銀貨を鑄る。安政萬延年中屢改鑄せり。文久二年江戸長崎に銅座出張所を設け、各地産出の銅を採集す。三年文久水寶錢を鑄る。凡貨幣制度の複雑なる。徳川時代を以て第一とす。これ當時金銀の産出尤増加せると。世事の漸頻繁なりしとよ依まるものあるへし。徳川實記、家譜、寶貨事畧、大日本貨幣史

此他、金法馬、甲州金、加州金、及び紙幣の制あり。金法馬ハ慶長年中、大阪に於て千枚法馬と稱するものを造りしに始り、紙幣は後醍醐天皇建武中興の時より始めて造らるる。普く行をれず。慶長元和以來、諸侯皆之をつくり、封内を限りて行ひしものあり。之を藩札といふ。甲州金貨ハ、甲州より行をき、加州金貨ハ、加能越の三國より行をきしものあり。共々天正以後の事あり。貨幣史 維新後、金銀貨并に銅貨の價を定め、金銀座を廢し、造幣局をおきて、大藏省の被管とし、新貨幣の

鑄造を命す。後局を改めて寮と稱す。又貨幣偽造者の罪を定め、續いて新貨條例を頒布し、遂に舊貨の通用を停む。此に至りて大に其觀を改めたり。紙幣ハ明治元年太政官金札を發行して、金銀貨と共に通用せしむ。紙幣寮をおき、新紙幣を發行するに至りて、造幣寮及び諸銀行會社等より、又之を發行することハありとなり。憲法類編 貨幣史 度量衡の事 大凡ハ物ノ長短を度る。概ね人體を以

て法とせり。故に兩手をのびたる廣さをヒロといひ。大指と中指とを擴げたる廣さをアタといひ。物を握こむる四指の廣さをツカといふ。日本紀古但し手置帆負彦狹知の二神。天御量を以て。事記。但し手置帆負彦狹知の二神。天御量を以て。宮殿を營造し、ることを思へば、尺度の具も備えりし如く、亦も其制詳ならず。古語拾遺 出雲風土記 三韓内屬するに及ひて、始めて其尺度を採用せらる。これを高麗尺といふ。曲尺の一尺一寸七分三釐六毫に當る 令集 是より丈を杖の義より、ツエといひ。尺をバ字音のまゝ、ヤカといひ。寸及び二分ハ刻の

義よてキといひとりき。日本紀古事記

推古天皇以來。屢使を隋唐に遣へし。舒明天皇十二年。斗升斤兩の法を定めらるゝに至りてハ。尺度もまゝ彼制よりて。唐の大尺曲尺の九寸七分八厘を常用としたまへり。然まども久しく用ひ來る高麗尺も。まゝ長大にして。土地を度るに便利なれハ。唐の大尺と共ふ二つあら用ひらきたり。日本紀扶桑畧記一代要記田制私考大寶の制。大尺小尺の別ありて。十分を一寸とあり。十寸を一尺とあり。十尺を一丈とあり。一尺二

寸を大一尺とある。大尺ハ地を度るに用ひ。其他ハ悉く小尺を用ひたり。凡、度量衡とも官司皆様を給す。其様ハ孰も銅を以て造り。毎年二月に至るハ。京師ハ大藏省。諸國ハ國司に詣りて。平校し。官司の印を受けて。後あらてハ。用ふることを聽さざる制ありき。令令ハ所謂大小尺ハ。従前の制を因襲しとるものにて。高麗尺を大尺とし。唐の大尺を小尺としたるなり。その公式令に見えたる官印。賦役令に見

元たる布帛。及び天平以後の古寫佛經の料紙。寶龜元年は造らまじ。無垢淨光經の小塔など。小尺にて度るべきもの、度ハ。概ね唐の大尺よあへるよて知るへし。田制私考

元明天皇和銅六年。度量の改制ありて。従前の大尺則高を廢し。全く唐の大小尺を採用し。其大尺麗尺を常用と度地とよ用ひ。小尺をハ曲尺の一分五厘を常用と度地とよ用ひ。湯藥を合するよの之用ふること、あまじり。續日本紀今の小尺ハ即唐の大尺あり。曲尺の九寸七分八釐よ當る。

法隆寺所藏鑲牙尺の縮圖



表



裏

其後曲尺。竹量の名あり。曲尺ハ工匠よ用ひ。竹量ハ裁縫よ用ひしあり但し今の曲尺ハ和銅の大尺の過長したるものあるへし。食貨志後世よ至りて鯨尺曲尺の一分二當る吳服尺曲尺の一分二當るなど

あまきども其起るところ詳ならず。

徳川氏の始め。布帛ハ吳服尺にて度りし。寛永

三年之を改めて。曲尺を用ひしめたまきど。東武民

間よてハ猶吳服尺を便とせしむ。寛文五年五

至りて。復吳服尺を用ひらる。後之ハ因循せり。露玉

叢話、本朝度量權衡考

斗量 顯宗天皇の時。稻斛ハ銀錢一文とあまきハ

上古より其制ありし如し。日本紀

舒明天皇十二年始めて斗升斤兩を定めらる志

あまきとも其法詳ならず。扶桑略記、或ハ當時通用

せる。吳權の大一斤よあたきる穀を一升と定め

て。大升の量。京升の五合八勺を制定せらまきし。

孝徳天皇改新の時。至り唐の大量ふよりて。斗

量を制せらる。是を減大升。京升の四合零五撮と

いふ。蓋し古への大升より小あるが故あり。然ま

とも。従前の大升天下に流布しけまき。大升ハを

やすく行もれざりき。政事要畧、田制私考

大寶の制大小二量ありて。十合を一升とあし。十

升を一斗とあし。十斗を一斛とあし。三升を大量

の一升となす大量ハまゝ唐の大量減大を用ひ。
小量も其小量京升の一合三勺五撮二抄有奇ふ當るを採用せらる
ぬ。穀を量るハ大を用ひ。其他ハ小を用ふ。令義解政事要

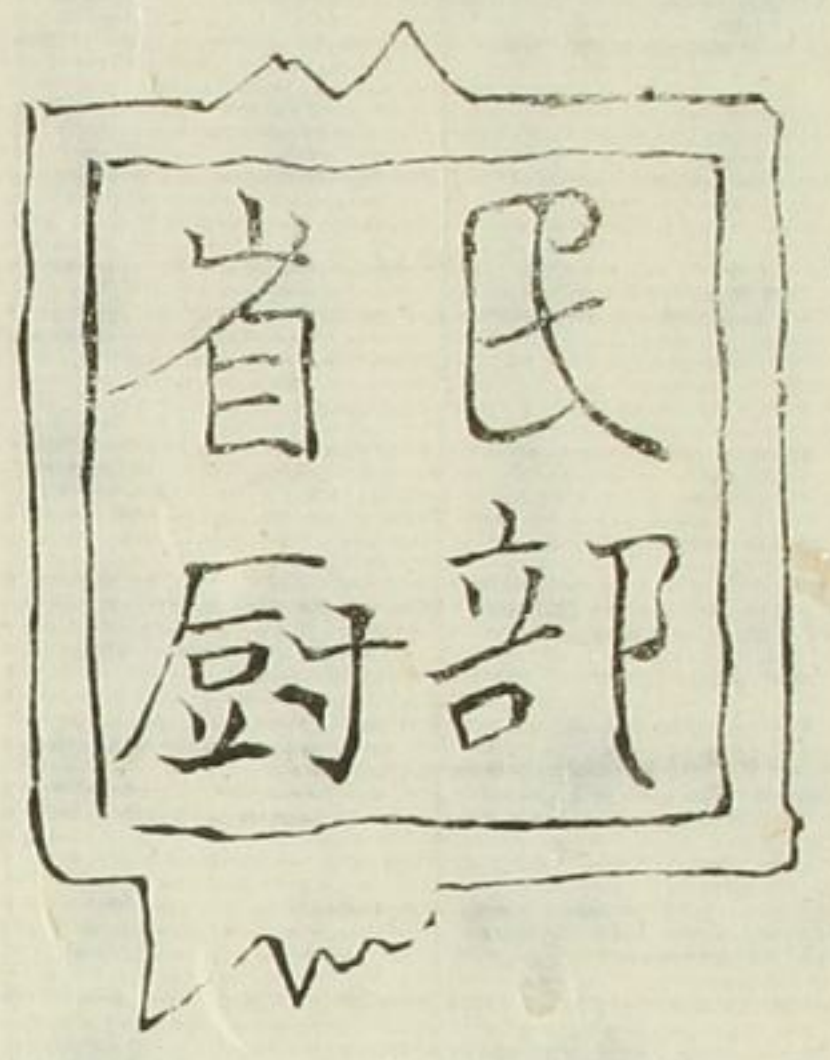
元明天皇和銅六年。度量を天下ニ頒ち、今の大量
を廢して、古への大量を用ひらる。續日本紀加々
まどこの臨時の規格ふれば。遂ニハ令條ふより
て減大升を用ひらるゝこと。天平六年ニ定めら
れし。七道檢稅使の計算法よて志らるゝり。延曆交替
式

かくて嵯峨天皇の頃ニ至りてハ。斗量の制漸く
濫きて。上よハ大を用ひ。下よハ小を用ひ。その法
明のあらず。類聚國史江談抄

一條天皇長保中。新よ斗量を制せらる。後三條天
皇延久四年。勅して其制ふよりて斗升の法を定
む。天皇經濟を以て事と為す。嘗て自ら簾竹を折
りて。量の寸法をさし。以て斗量を正し給ふ。是を
延久の宣言升京升の八合一勺一撮六抄有奇ふ當るといふ。扶桑畧
抄古事談

日本書紀卷之三

民部省外厨の印



四寸四分



二寸四分

鎌倉以後。武家權を專まするみ至りて。莊園寺家率ぬ私量を用ひて。莊斗寺升、山科升、近江升、二月堂升、十合升、東大寺十合升の類あまとありて。其量互よ異同ありき。好古東寺文書。足利氏末葉、專通用せる斗量を昔升京外の九撮一

十合量 積千四百六 百三十四 十箇分 容受 九九合 六才 八才 有奇

立ふ守量
横又寸毫分半
少さ式寸毫分半
此写本正
但内の中
て相渡 涉雅之
天正十八年正月日

多聞院 日記ニ ナケキ シハ此 升ナラ ヲコレ 合トス レハ十 合量ハ 今ノ八 合三勺 有奇 疑和久 半左衛 門花押

日本書紀卷之三

又四十五

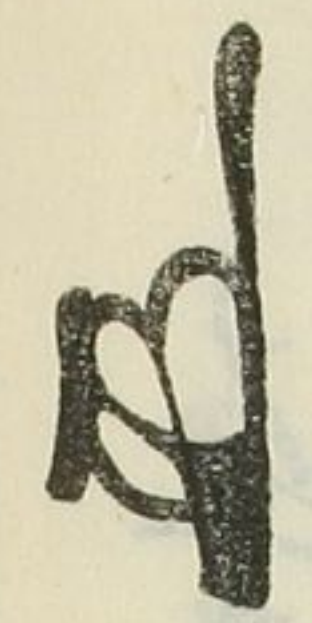
播磨國路里芥五右門藏此升田此升藏門右五芥里路國播
磨姫野村田郎衛所古 芥氏姫ノ莊十ト云

量内烙印



播磨國
野野

側量



播田
田田
田田

播

田田納

側量

抄有奇といふ。天正十四年之を廢して。更ニ新量
を制す。是を京判京外の九合五勺二といへり。多
院日記梵 權衡。崇峻天皇の時。久比といへる人。吳國ニ使
ひして吳權を齎し歸り之を奉りしを。久比を
して之を掌らしめ給ふ。我邦ニ權衡あることこ
こよはしまる。錄。姓氏
舒明天皇十二年。始て斤兩を定められしこと量
とおふ。當時隋唐と屢往來したりしを。彼の
制ふよらきしあり。扶桑略記
一代要記

大寶の制。大小二様ありて。二十四銖を一兩とふし。十六兩を一斤とふし。三兩を大兩の一兩とす。銀銅を量るよハ大を用ひ其他ハ小を用ふ。今義解後至りてハ六銖を一分とふし。四分を一兩となし。十二兩を一屯としたるもありき。拾芥抄東大寺ハ傳ふる所の銀壺、銀壺臺及び法隆寺ハ傳ふる所の沈水香ハとふ。其量目を記しハふより。て測り見色ハ。今の大一斤ハ今の百八十匁ハ當まり。觀古後世ハ至りて。斤兩ハ京目、田舎目、倭目、唐目等の

稱あり。倭目ハ百八十匁を一斤として。今の大一斤ハあり。唐目ハ百六十匁を一斤としてたりき。食貨志。蓋、倭目ハ古來通用せるを以て名づけ。唐目ハ宋の量目ハよまるハ故あるへし。其他藥舗ハて用ひハものハ種々の名目ありて。聊異同あり。又木綿、烟草、砂糖、茶ハとハも各不同あハと。これらハ皆商賈の私ハ定めハものあり。地方新書維新後明治九年古來の度量衡を改正せり。同十四年西洋形權衡を製作し。従前の權衡と共に同

く用ひしむ。現行布告

服制の事

衣冠の設ハ。貴賤の品等を分つ所以にして。歴世
こまを重せらまじり。太古既ニ冠、衣、帶、裳、袴、禪、履
等あり。服飾の由來久しきを知るべし。凡、當時貴
族の男女ハ。多く珠玉を以て飾とす。其衣ハ左袵
窄袖にして襪なく。袵を約する小紐を以てす。衣
の下ニ禪を著け。禪の上ニ裳を著く。こまを上下
服と稱す。紀元九百年代の頃までハ。概、この制
ありき。參取古事記日本紀 一千年代以來。外國交通頻繁なる

よ至り。彼土の織工を貢らしめ。漸、古風を變する
ことハ。あまじり。故よ雄略天皇ハ。遺詔して朝野の
衣冠いまよ鮮麗あらさりに恨と志たまひき。
推古天皇十一年紀元千二百六十二年 始て位階の制を定
め。おのく當色の純を以て冠とす。頂ハ撮總て囊
のことく。縁を著くといへり。十六年皇子諸王以
下。並よ金髻華をつく。

其服ハ錦、紫、繡織及ひ五色の綾羅を用ふ。十九年
菟田野よ獵せしよ。諸臣の服色皆冠色よ從ひ。並
よ髻華を著けたりといふ。日本紀

孝德天皇大化三年。紀元千三百零七年改めて七色十三階の冠を制す。一曰織冠。服色深紫を用ふ。二曰繡冠。服色上み同し。三曰紫冠。服色淺紫を用ふ。四曰錦冠。服色真緋を用ふ。五曰青冠。服色紺を用ふ。六曰黒冠。服色緑を用ふ。七曰建武。服色見えず。天武天皇十三年。紀元千三百四十五年。又爵位名號を改めて。階級を増加し。朝服の色を定む。淨位以上並み朱華。正位深紫。直位淺紫。勤位深緑。務位淺緑。追位深蒲萄。進位淺蒲萄とす。持統天皇四年。紀元一千三百五十二年。百官及ひ畿内有位者の上日を考へ。善最功能氏姓の

大小を以て。冠位を量り授く。其朝服ハ淨大壹已下。廣貳已上黒紫。淨大參已下。廣肆已上赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深緑。務八級淺緑。追八級深縹。進八級淺縹。上下綺の帶白袴を通用す。其餘常の如し。日本紀。文武天皇大寶元年。始て新令み依て。改て官位服色を制す。親王四品以上。諸王諸臣一位皆黒紫。諸王二位以下。諸臣三位以上赤紫。直冠上四階深緋。下四階淺緋。勤冠深緑。務冠淺緑。追冠深縹。進冠淺縹。皆漆冠あり。綺帶。白鞮。黒革鳥。直冠以上皆白縛

口袴、勤冠以下白脛裳。續日本紀日こま漢韓交通以來、彼土の制をも斟酌して定められたるものよて是より至りて備えまるるあり。

衣服令ふよるに、礼服、朝服、制服の三等あり。これ愈整ひたるものあり。

天皇御服 上古以來帛衣を用ひらる。按するに衣服令に

御服及ひ皇后の服制闕く、今喪葬令及ひ令集解よる、聖武天皇天平四年

正月、始て冕服を服したまふ。續日本紀弘仁の制、大小

の祭祀、及ひ諸陵の奉幣よハ、衮冕十二章を用ひ、即位、元

正朝を受けたまふよハ、衮冕十二章を用ひたま

ふ。之を礼服といふ。日本紀畧内裏式、貞觀儀式又黄櫨染及ひ

鞠塵の御袍等あり。皆大小の朝礼小用ひらる。後

世衣冠或ハ直衣を用ひたまふこともあり。貞觀儀式

江家次第、西宮記童帝ハ、空頂黑幘、日形天冠を召し。大袖小袖御裳

を用ひらる。女帝も其御服ハ全くを色とも、白衣よして繡を用ひす。

皇后御服 弘仁の制、助祭よ帛衣を用ふ。蓋上古

以來の例あり。又元正朝賀よハ、禕衣を用ひ、大小

の諸會よハ、鈿釵礼衣を用ひらる。日本紀畧、西後三條裝束抄

世冊立受賀ハ。白綾の衣裳を用ひらるハことなり。西宮記

皇太子礼服 礼服冠、黄丹衣、牙笏、白袴、白帶、深紫

紗褶、錦襪、烏皮鳥解令義。弘仁の制。從祀及ひ元正朝

賀ハ。衮冕九章を用ひ。朔望、入朝、及ひ大小の諸

會ハ。黄丹衣を用ふ日本紀。延喜の制未冠せざる

ときハ。雙童髻を著く。延喜式

親王礼服 一品礼服冠。四品以上ハ品ことハ別

制あり。深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深緑紗褶、錦襪、烏皮

鳥、綬、玉佩を帶ぶ。令義

諸王礼服 一位礼服冠。五位以上位階ハき

別制あり。諸臣此ハ準す。深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深

緑紗褶、錦襪、烏皮鳥。二位以下五位以上は並ハ浅

紫衣。以外ハ皆一位の服ハ同一。五位以上佩綬。三

位以上玉佩を加ふ。五世王ハ諸臣と同一。令義

諸臣礼服 一位礼服冠。深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深

縹紗褶、錦襪、烏皮鳥。三位以上浅紫衣。四位深緋衣。

五位浅緋衣。以外並ハ一位ハ同一。令義。聖武天皇

天平十三年。敕シて五位以上の礼服冠從來官給

ふりハを改めて。以後私ハ作り備へハめらる。續

紀本

朝服 一品以下五位以上。並み阜羅頭巾。衣色ハ
 礼服ニ全シ。牙笏。白袴。金銀装の腰帶。白襪。烏皮履。
 六位深緑衣。七位浅緑衣。八位深縹衣。初位浅縹衣。
 並み阜縵頭巾。木笏。烏油腰帶。白袴。白襪。烏皮履。又
 親王以下袋の制あり。令義
 制服 无位ハ皆阜縵頭巾。黄袍。烏油腰帶。白襪。皮
 履。尋常の時ハ草鞋を著くることを得。家人奴婢
 ハ橡墨衣を用ふ。令義
 凡服色ハ。白。黄丹。紫。蕪芳。緋。紅。黄。橡。縹。蒲萄。綠。紺。縹。

乘黄。指衣。蓑。柴。橡。墨の屬。その當色以下。男女おの
 ノノ兼ね服することを得。令義
 内親王礼服 一品。礼服。寶髻。四品以上ハ品こと
 各別制あり。深紫衣。蕪芳。深紫の純帶。浅緑の褶。
 蕪芳。深淺紫。緑の縵の裙。錦襪。緑烏。金銀を以て飾
 る。令義
 女王礼服 一位。礼服。寶髻。五位以上ハ位階こと
 各別制あり。内命婦此 深紫衣。五位以下ハ皆浅
 紫衣。自餘ハ内命婦の服制ニ同シ。唯褶ハ内親王
 同シ。令義

内命婦礼服 一位、礼服寶髻、深紫衣、蕪芳深紫の
紕帶、浅縹の褶、蕪芳深紫、緑縹の襦、錦襪、緑烏、金
銀を以て飾る。三位以上ハ浅紫衣、蕪芳浅紫、深紫
緑縹の襦、自餘ハ並ハ一位ハ准す。四位ハ深緋衣、
浅紫、深緑の紕帶、烏烏、銀をもて飾る。五位ハ浅緋
衣、浅紫、浅緑の紕帶、自餘ハ上ハ准す。外命婦ハ夫
の服色ハ従ふ。
朝服 一品以下五位以上ハ、寶髻及ヒ褶烏を去る。
以外并ハ礼服ハ全ク。六位以下初位以上ハ並ハ
義髻を著ク。衣色男夫ハ准す。深緋、浅緑の紕帶、縹

縹の紕の襦、初位ハ縹を去る。白襪、烏皮履、四孟ハ
之を服す。
制服 宮人深緑以下、兼ね服することを得。緑、縹、
紺、縹及ヒ紅襦。四孟及ヒ尋常ハ之を服す。若シ
五位以上の女ハ、父の朝服を除ク以下の色ハ、通
シ用ふることを得。その庶女の服ハ無位の官人
ハ同シ。
武官礼服 衛府の督、佐但ハ兵衛佐ハ並ハ阜
羅冠、阜綾、牙笏、位襖、繡の衽襦ハ兵衛督、金銀
装の腰帶、金銀装の横刀、白袴、烏皮靴ハ兵衛督ハ、錦

行勝。

朝服 衛府督佐ハ並ニ阜羅頭巾、位襖、金銀装の腰帶、金銀装の横刀、白襪、烏皮履。其志以上ハ并ニ阜縵頭巾、阜綾、位襖、烏油腰帶、烏装の横刀、白襪、烏皮履。會集等の日ハ。錦の衲襦、赤脛巾を加ヘ。弓箭を帶ヒ。鞋を以て履ニ代フ。兵衛ハ阜縵頭巾、阜綾、位襖、烏油腰帶、烏装横刀、弓箭を帶フ。白脛巾、白襪、烏皮履、會集等の日ハ挂甲を加ヘ。槍を帶フ。紺襖を以て位襖ニ代ヘ。鞋を以て履ニ代フ。主帥ハ阜縵頭巾、阜綾、位襖、烏油腰帶、烏装横刀、白脛巾、白襪、

烏皮履、會集等の日ハ挂甲を加ヘ。弓箭を帶ヒ。縹襖を以て位襖ニ代ヘ。鞋を以て履ニ代フ。衛士ハ阜縵頭巾、桃染衫、白布帶、白脛巾、草鞋、横刀、弓箭、若ハ槍を帶フ。會集等の日ハ朱末額、挂甲を加ヘ。皂衫を以て桃染衫ニ代フ。其督以下、主帥以上の袋ハ。文官ニ準ス。令義解九、礼服以下、其制ニ違フものハ。式部彈正總て之を糾彈ス。續日本紀、延喜式嵯峨天皇弘仁九年詔して。諸臣の常服ハ男女を論せず。唐制を用ひしむ。但五位已上の礼服及ひ諸朝服の色。衛仗の服ハ舊制

よ依りて改めず。後日本紀朝綱漸く弛ふよありて。

服飾奢侈よ流色。一條天皇紀元千六百年代已後ハ。闊袖

廣袴舊制よ違へること少あらず。白河天皇の時

よ至りてハ。品制盡く亡ひぬ。政事要畧河海抄鳥

羽天皇の時。内大臣源有仁務めて服飾の新意を

好之。古制の柔輒あるを厭ひ。專剛稜を尚ひ。一時

之よ働ひしハ。是よ於て又大よ變革せり。神皇正統

記今鏡海人藻芥九、袍ふ縫掖闕掖の二種あり。共よ下襲、半臂、袖、單

大帷、表袴、大口袴等を用ふ。まよ直衣、小直衣、狩衣、

布衣、直垂、水干、長絹、素襖等あり。まよ東宮童親王

の服ふ半尻あり。神事の服ふ小忌衣あり。女官の

服よ唐衣、五衣、小袿、裳、打袴、拵取等あり。衣服令よ

定むる所と大小異あり。服色圖解裝束書

武家の世とありても。礼服朝服よハ變革ありと

いへとも。將軍ハ袍の外よ。直衣、直垂、水干等を用

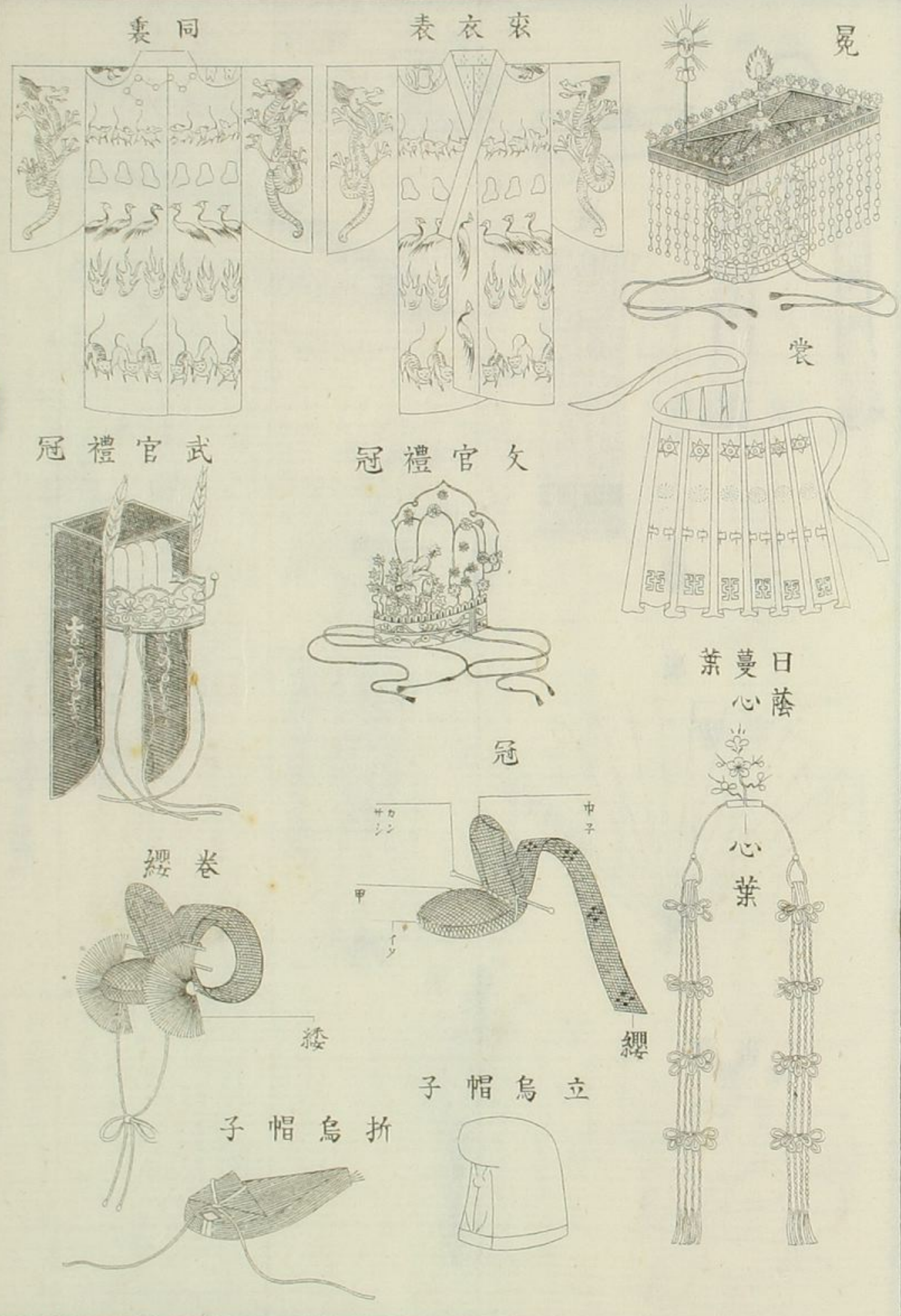
ひ。神事よハ淨衣を用ひ。公家よ對する時ハ。重よ

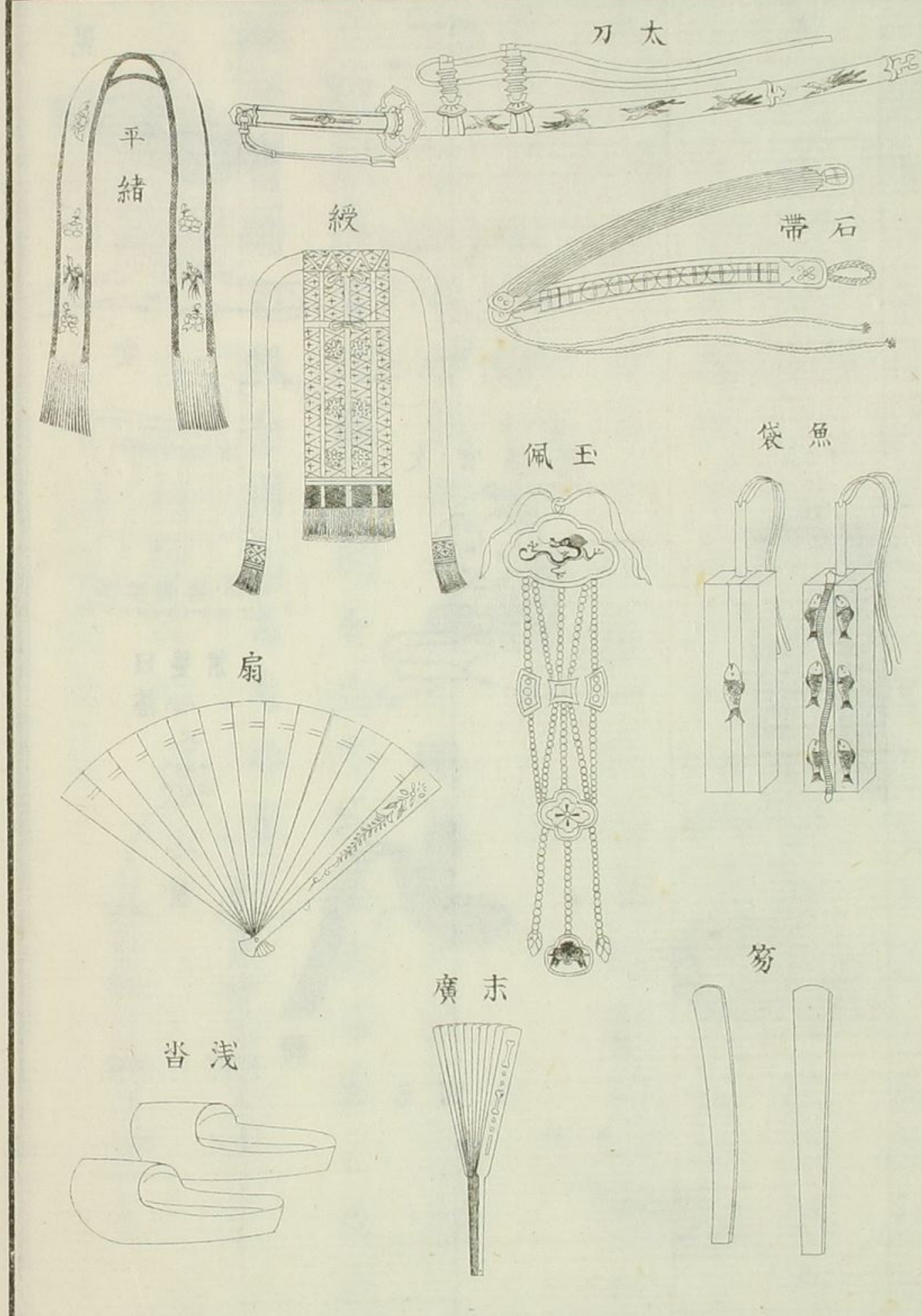
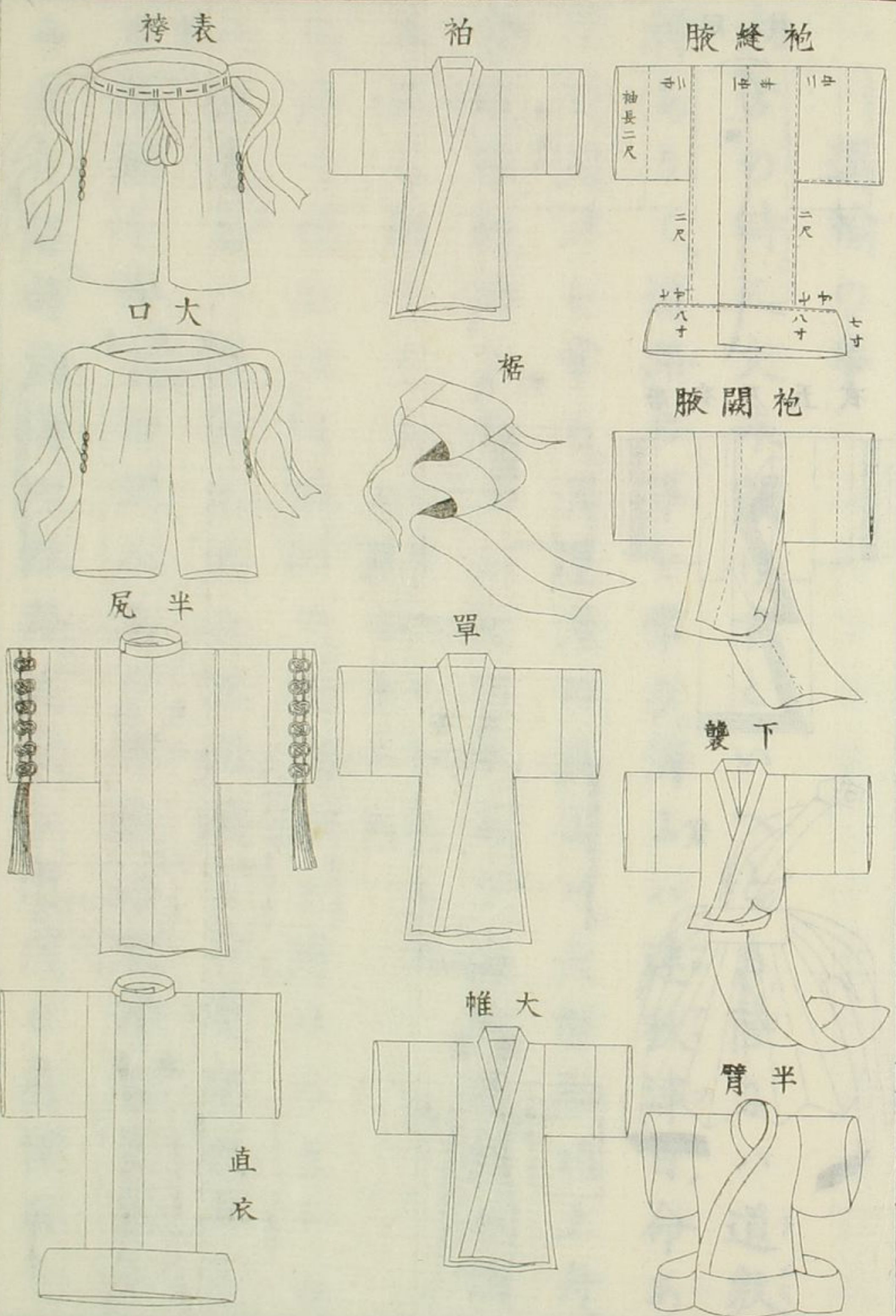
狩衣を用ふ。庶民ハ直垂、小素襖、肩衣、袴及び胴服

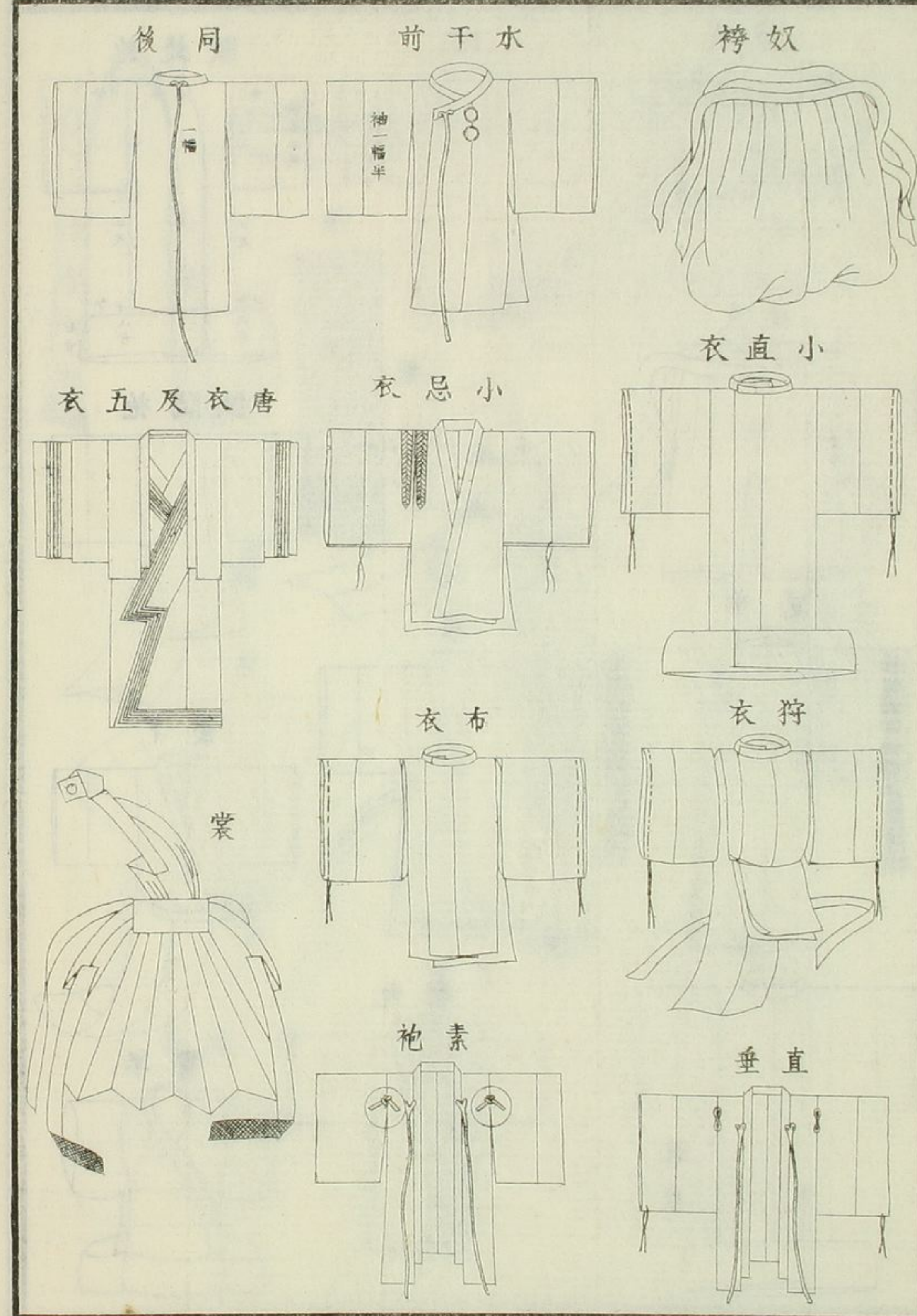
等を用ひしなり。徳川氏よ至りても其制率おな

しあれとも。直衣ハ法會及び晴の宴會よ用ひ。

小直衣ハ兩山の拜等ニ用ふ。まゝ長上下半上下の制あり。武臣ハ三家三卿ハ直衣。その他ハ袍あり。まゝ直垂、狩衣、大紋、布衣、無紋の狩衣をいふ素襖等あり。又庶民ニ至るまで押並へて肩衣、羽織、袴を用ひたり。東鑑、年中恒例記、青標紙、殿居囊、維新後、古來の服制一變し。專歐米の法を斟酌し。大礼服、通常礼服の制を立てらる。志あるまとも民間猶舊時の服を用ふるもの多し。







運輸の事

太古の時。人文未開けすといへとも。陸チハ道敷シキ神ありて。道路の事を掌り。海ハ速ハヤ秋津日命ありて。諸津を掌る。其運漕の具ハ。天磐船、埴土舟、天羅摩船、諸手船、まと天羽車あり。海陸運載の法畧既カ備キをキまり。古事記日本紀天羽車據舊事本紀太祖一統の後カ及キひて。歴朝力を用ひらキし。ハ。諸道ハ道守氏あり。其渡濟ハ度守氏ありて運輸を管し。租調人馬の貢獻。往來滞ることありき。當時海運の航路。近畿ハ河内、日肩津あり。

茅渟山ヤカ城水門あり。難波濟あり。務古水門あり。西海筑紫ミ至るミハ。丹波小浦掛水門。播磨ミ鹿子水門。吉備ミ穴濟。安藝ミ渟田水門。周防ミ佐婆津。穴門ミ豊浦津。又向津あり。豊後ミ宮浦あり。筑紫ミ峯水門あり。薩摩ミ竹島水門あり。東海蝦夷の境ミ至りて。下總ミ葦浦。玉浦。常陸ミ行方津。竹水門あり。南海ミ紀伊の徳勒津あり。北海ミハ角鹿津あり。海路開通して。舟楫の利海内ミ普ミ。日本本神功皇后三韓を征服せしより。外蕃の貢船皆路

紀古事記常陸風土記書紀通證

日本

を對馬ミ取りて。筑紫の那ナ大津オホツツハ輻湊す。那大津ハ今の博多の津ツあり。これより又東して海路津國ツクニ至りて。難波ミ入る。難波ハ中國の大津ツハて。那大津ハ筑紫の要津あり。此を以て難波ミハ津守氏あり。船舶漕運の政を掌り。且海神を住吉ミ奉祀して。以て海路の安を祈る。日本本紀肥前風土記和名抄大寶の制。諸國司。攝津職。太宰府。並ミ道橋。郵驛。過所。公私馬牛等の事を掌る。凡津橋道路ハ。毎年九月半より。當界修理し。十月までミ訖らミむ。其要

路の陥壞して行旅も妨げあらんものハ。時月も拘はらす。若國司の力もて辨しかたきハ。官も申請せしむ。凡要路の津濟ハ。船を置きて運ひ渡さしめ。度子ハ二人以上十人以下。二人毎も船一艘とす。又諸道をハ大路中路小路の三等とさし。卅里毎も一驛を置き。各驛長驛子驛馬等ありて。行旅も便し。其費用ハ驛田を置き。其收穫を以て支度も供す。又每郡も傳馬あり。驛馬ハ驛鈴も由りて發し。傳馬ハ傳符も由りて發す。要する小國司の赴任五位以上の人の外。驛も投して止宿す

ることを得す。若村里なき地もして已むことを得さきハ。初位以上及勲位ハ。驛も投することを得れとも。其供給を受くることを得也。庶人の行旅ハ尚草枕露宿を免さきりあるへし。家もあきハ。筈ももる飯を草枕旅もあきハ。椎の葉も盛ると。其辛苦以て想ひ見るへし。今義解續日本紀萬葉集大意又古ハ海陸運輸の法。いまと整はきりある。諸國の田租も。多くハ其國の倉廩も積蓄して。京へ輸さす。故も官人も賜たる祿も。唐制と違ひて。米を用ひす。調庸の中ある純布綿等を以て。其

用度とせり。令義解

さきハ。調庸の運脚等ハ。課物の外又其食糧を齎す。重擔の勞を冒して京師に赴く故ニ。事畢りて郷に還る日ハ。食糧絶乏して。多く道路に饑乏。往々斃死するものありき。和銅五年以後ハ。詔して郡稻を割き。便所ニ貯へ。役夫ニ交易せしめ。又行旅人ハ必錢を齎して旅費とし。重擔の勞を省しめたるなと恩詔屢下りぬ。又運送の法ハ。車をも牛をも用ひつぎとも遐き境に至るハ。專馱馬を以てしけ北ハ。聖武天皇

の天平十一年紀元千三百九十九年諸國に令して馱

馬一足負ふ所の重。大二百斤を改めて。百五十斤

を限とあさしめ。調物の巨大なるものハ。綿鐵を

庸米に換ふることをも許さきたり。續日本紀類聚三代格

桓武天皇ハ。三關を廢して。中外隔絶し。公私往來

替留の弊を除き。南海其他の諸道に新道を開き。

諸國驛家の破損を修理し。諸津にハ舟楫浮橋を

設けしめ。諸國傳馬の用。たゞ國司赴任の用ニあ

つるのみにて。他ニ用ふる所あけきたり。亦之をも

廢して。民弊を息め。時務に切ならしめらる。續日本紀

日本後紀
日本逸史

初天平中。僧道登道昭、行基等の徒、海内を周行して、諸處の橋梁津濟を修築し、船舶の便の爲よハ船瀬を築きて、往來交通の便をふく。便タカよ寺院を建て、僧をして之を監護せしめ、專道俗を勸化して、力を濟民の事ヨ用ひたりしハ。上下文運輸の利を謀りて、民庶大ハ悦へり。類聚三代檢行基年譜、古京遺文、然るハ紀元千五百年代の初より、紀綱漸弛ひて、諸國盜賊多く、往還の人馬を抑留し、或ハ騎人を追下し、或ハ負荷を切落し、其上下の官使ハ、概皆

驕傲ヨして、頻ヨ剗外の驛馬を増發するハと。亂暴到らさる所ハく。海ハハ海賊往々出沒して、貢調の船を劫掠するものありしハ。内海を航通するも容易ハあらハ。殊ヨ其舟楫ハ、製作未堅牢ハ。あらず。遣唐使の四の船ハすら、往々破壊し易けハ。其ハ論ハ。此を以て承平四年。紀元千五年九十四年紀貫之ハ土佐より京ハ歸るハ。五十餘日を費し。治安中。千六百年菅原孝標の常陸より還るハ。百二十日を費せり。加之到る所草廬を作りて一宿するも、風雨衣を濕して寝る事能ハず。其乳母途

みて婉せしるども養ふよ由なく。棄て去るよ至
まり。三代實錄三代格土
佐日記更科日記
かくて、世武家よ移りてハ。諸國爭亂ありて。諸道
ことごとく梗塞しつまハ。運輸の法見るへきもの
あり。織田信長、豊臣秀吉、やゝ治平を致すよ及ひ
て。諸道の里程を定め。三十六町を一里とし。一里
毎よ埃を置るしめらる。徳川氏亦此緒を繼きて。
官道を修め。里程を正し。驛傳を置きて。常例の傳
馬人夫を備へ。其賃錢を定めて。過不足あるら
む。之を傳馬所といふ。

當時傳馬を發するよ二種あり。朱印傳馬、駄賃傳
馬とす。朱印傳馬ハ。公用よよりて發し。其資を給
せず。駄賃傳馬ハ。相對賃錢よて使用せしむ。其朱
印傳馬ハ。猶中古の驛馬傳馬の制の如し。万治以
後二十三年百
廿年代道中奉行二人を置き。一人ハ大目付
より。一人ハ勘定奉行より兼ね。驛傳運輸道橋の
事を掌る。寛文中よ至りて。三都の商賈等議して。
三都往復の飛脚業を創めて。貨物信書の遞傳を
あせり。
貞享元祿の間よ至りて。武士往來の使用年々増

加し。宿驛常備の人馬足らざるを以て、沿道左右の近村小人馬を課役す。こまを助郷トウカウといふ。後に至りて尚足らず。よりて傍近五六里乃至十里内外の各村も課賦せり。此を加助郷といふ。後漸弊ありて。農民大に困しめり。徳川實紀助郷考驛遮志稿明治の初。助郷の舊制を廢し。公領及ひ摺紳領の別なく。悉助郷中を編入して。諸道助郷の課役を平均す。三年新驛法を定め。通運會社の設立を奨勵し。六年に至りて其會社漸全國に普し。後運送馬車の制あり。汽船汽車の設あり。郵便電信の設

置あり。運輸の面目大に進めり
憲法類編 國勢一斑

日本制度通卷三大尾

明治二十三年三月二十日印刷
同 年三月廿四日出版

版權所有

著者

萩野由之

麹町區飯田町三丁目二十五番地



同

小中村義象

本郷區駒込西片町十番地

印刷兼
發行者

吉川半七

京橋區南傳馬町一丁目十二番地



